

送金先口座の変更届

短期給付金の振込みや貯金の払出し等に係る送金先の口座を変更するときは、
「短期給付金等の送金先金融機関の変更届」を提出してください。

(ゆうちょ銀行は現在、ご指定いただけません。)

(提出締切日)

- ・ 15 日送金分(貯金のみ)：当月 5 日まで。
- ・ 月末送金分：当月 20 日まで。

上記締切日までに届出がありませんと、変更後の口座に送金できませんのでご注意ください。

※口座の名義のみを変更するときは、この届出は必要ありません。

「組合員氏名・住所変更申告書」を提出してください。

(組合提出用)

短期給付金等送金先金融機関の変更届 平成〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

短期給付金及び貯金の払出金等の受取金融機関を次のとおり変更いたします。

所 属 所 番 号	6 0 0	組 合 員 証 番 号	1 2 3
所 属 所 名	〇 〇 〇 市	印 鑑	
フリガナ	キョウサイ ケイコ		
氏 名	米 津 恵 子		

異動	金 融 機 関 名	本、支 店 等 名	種 目	口 座 番 号 (組合員名義)
異動前	十六銀行	本店	普通預金	1 2 4 8 6 7
異動後	大垣共立銀行	県庁前支店	普通預金	4 3 5 1

銀行コード	支店コード	入 力	確 認	処理年月日

3 - 1

押印してください。